別記様式第32号（第22条第1項関係）

介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書

第　　　　号

様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年 　月 　日

和 寒 町 長

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 被保険者氏名 |  |

年　　月　　日付　　　第　　号で、「保険給付の支払方法変更(償還払い化)予告通知書」において既に通知していますが、いまだ下記の介護保険料が未納となっていますので、介護保険法第６６条第１項・第２項規定に基づき、　　　　　年　　月　　日以降にあなたが利用する介護サービスについて保険給付の支払方法変更し、保険給付を償還払いすることに決定しましたので通知します。

なお、この通知により保険給付の支払方法の変更が行われた場合でも、災害その他特別な事情があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、すみやかに和寒町保健福祉課に申し出てください。

保険料未納の状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度保険料 | | | 年度保険料 | | | 年度保険料 | | |
| 期 別 | 保険料額 | うち延滞金 | 期 別 | 保険料額 | うち延滞金 | 期 別 | 保険料額 | うち延滞金 |
| 第1期 | 円 | 円 | 第1期 | 円 | 円 | 第1期 | 円 | 円 |
| 第2期 | 円 | 円 | 第2期 | 円 | 円 | 第2期 | 円 | 円 |
| 第3期 | 円 | 円 | 第3期 | 円 | 円 | 第3期 | 円 | 円 |
| 第4期 | 円 | 円 | 第4期 | 円 | 円 | 第4期 | 円 | 円 |
| 第5期 | 円 | 円 | 第5期 | 円 | 円 | 第5期 | 円 | 円 |
| 第6期 | 円 | 円 | 第6期 | 円 | 円 | 第6期 | 円 | 円 |
| 計 | 円 | 円 | 計 | 円 | 円 | 計 | 円 | 円 |

※　　年　　月　　日現在の未納額です。行き違いに納入した場合は速やかにご連絡下さい。

なお、延滞金は　　　年　　月　　日現在で計算しています。

〇問い合せ先

和寒町保健福祉課介護保険係

住　　所　和寒町字西町111番地

電話番号　 ０１６５－３２－２０００

1 　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、北海道介護保険審査会に対して審査請求することができます。

住　　所　〒　060－8588

札幌市中央区北3 条西6 丁目　北海道保健福祉部介護保険課

電話番号　011-231-4111（道庁代表）

2 　また、決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ケ月以内に、和寒町を被告として（訴訟において和寒町を代表する者は和寒町長となります。）、提起することができます。なお、決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合を除く。）でなければ提起することができないこととされています。

(1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。

(2) 決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当の理由があるとき。

3 　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。